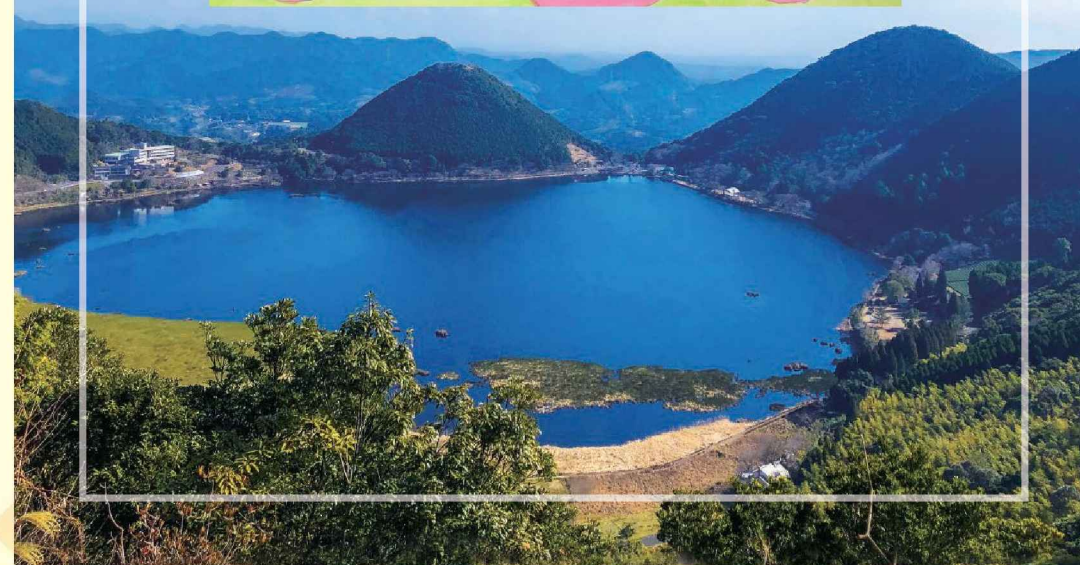


薩摩川内市 ごみの分別 ハンドブック



川内クリーンセンター案内図



お問い合わせ先

●川内クリーンセンター

住所：薩摩川内市小倉町5104 TEL：(0996) 30-1117 FAX：(0996) 30-0853 (事前に連絡してください。)
 ●搬入日／月曜日～金曜日 毎月第2日曜日(土・日曜日以外の祝日は搬入できません。)
 ●受入時間／8:30～12:00・13:00～16:30(第2日曜日 9:00～12:00・13:00～16:30)

●上甑島一般廃棄物中継施設

住所：薩摩川内市里町里2773 TEL：(09969) 3-2940
 ●搬入日／月曜日～金曜日
 ●受入時間／8:30～12:00・13:00～16:30

●下甑一般廃棄物中継施設

住所：薩摩川内市下甑町青瀬1268-1 TEL：(09969) 5-0770
 ●搬入日／月曜日～金曜日
 ●受入時間／8:30～12:00・13:00～16:30

○本庁 環境課

TEL：(0996) 23-5111 FAX：(0996) 20-5570

○東郷支所地域振興課

TEL：(0996) 42-1111 FAX：(0996) 42-0767

○入来支所地域振興課

TEL：(0996) 44-3111 FAX：(0996) 44-3117

○下甑支所地域振興課

TEL：(09969) 7-0311 FAX：(09969) 7-0753

○樋脇支所地域振興課

TEL：(0996) 37-3111 FAX：(0996) 37-2252

○祁答院支所地域振興課

TEL：(0996) 55-1111 FAX：(0996) 55-1021

○甑島振興局地域振興課

TEL：(09969) 2-0001 FAX：(09969) 2-1490

もくじ

1 ごみの出し方・分け方	
(1) 燃やせるごみ(可燃)	2
(2) 燃やせないごみ(不燃)	2
(3) 生ごみ処理機器の購入補助	3
(4) ごみの焼却禁止	3
(5) 資源物	4
(5) 家庭ごみの直接搬入(川内クリーンセンター、 上甕島一般廃棄物中継施設、下甕島一般廃棄物中継施設)	5
○直接搬入の持込方法	
○事業所のごみについて	
(6) 直接搬入できない家庭ごみ	6
○川内クリーンセンター、上甕島一般廃棄物中継施設、 下甕島一般廃棄物中継施設に搬入できないごみ	
○特定家庭用機器廃棄物(家電4品目)の処分	
2 家庭ごみ資源物の分類	
(1) 缶類	7
○スチール缶	
○アルミ缶	
(2) びん類	8
○生きびん(リターナブルびん)	
○ワンウェイびん	
(3) ペットボトル	9
(4) 白色トレイ・発砲スチロール	9
(5) プラスチック類	10～11
○プラスチック容器類	
○プラスチック使用製品	
(6) ダンボール・紙類	12～13
○ダンボール	
○新聞紙・チラシ	
○雑誌	
○紙バック	
○その他の紙	
(7) 発火性危険物	14
(8) 水銀使用製品	15
3 ごみの分別さくいん	
(1) 「ごみの分別さくいん」の見方	16
(2) ごみの分別さくいん	17～51
4 粗大ごみ収集運搬業者	52
5 収集されない分別不適合物の例	53
(裏表紙) 川内クリーンセンター 案内図・問合せ先	

ごみの出し方・分け方

～分別収集へのご協力をお願いします～



燃やせるごみ(可燃)

指定袋(透明)で収集日の朝8時までに
「燃やせるごみ」の収集所へ出す。

お願い

- ◎生ごみは、汁が滴らないようにしっかり水を切ってください。
- ◎廃食用油等は、不要な布などに吸収させて出してください。

生ごみ・草花・枝など

ごみの減量化に
取り組みましょう。

※生ごみ処理機器購入補助あり

衣類・寝具・革製品

PASSTO(衣類回収BOX)
をご利用ください。

ビデオテープ・カセットテープ



花火

使用後は水に
つけましょう。

※水に浸してから出しましょう。



燃やせないごみ(不燃)

指定袋(赤色)で収集日の朝8時までに
「燃やせないごみ」の収集所へ出す。

お願い

- ◎電気コード等は、根元から切り離して束ね、同じ袋に入れてください。
- ◎乾電池ははずして出してください。(乾電池の出し方→14ページ)
- ◎スプレー缶・ガス缶は発火性危険物です。(ガス缶類の出し方→14ページ)

傘・ラケット
(卓球除く)

ガラス・陶磁器類

家電製品・おもちゃ
(電気式・電池式)

蛍光灯・電球類

※水銀使用製品の拠点回収も
行っています。(15ページ)

注意

次のようなものは、収集所に出されていても収集しません。

- ① 指定袋を使用していないもの
- ② 分別がされていないもの
- ③ 決められた収集日に出されていないもの
- ④ 発火性危険物、毒性があるもの等(詳細は6ページをご覧ください。)

収集所は、地域の方々(自治会等)が管理を行っています。ごみ出しルールを守りましょう。

生ごみ処理機器購入補助金

生ごみの減量化にご協力ください。生ごみ処理機・生ごみコンポストを購入された場合、
購入経費の一部を補助します。

対象者 薩摩川内市に住所を有する方

補助の対象 生ごみ処理機器(家庭で発生した生ごみ、雑草等を処理し、堆肥等をつくる容器・機器)※家庭内に限ります。

補助金の額 購入経費の2/3(上限額:1容器又1機器につき50,000円)※100円未満は切り捨て

必要な書類

- ① 領収書(申請者の氏名、品名、型式が記載されたもの)
 - ② 補助金の支払いをする銀行口座の口座番号が分かるもの
 - ③ 印鑑(スタンプタイプは除く)
 - ④ 市税の滞納のない証明書(本庁税務課、または各支所担当課で発行可能。手数料は無料です。)
- ※補助金は、本庁環境課、各支所担当課窓口で申請できます。



野焼きは、禁止行為です。

あなたの行為は、
近所迷惑になっていませんか??野焼きは、大量の黒煙や臭いが発生し、近隣に対し大変な
迷惑をかけることになります。ドラム缶、ブロックを積み上
げただけの炉や設備が十分でない焼却炉(基準を満たさな
い焼却炉)での焼却も野焼きと同じことと見なされます。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、
次のように規定されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う

廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

※一部、野焼き禁止の対象外となることがありますが、生活環境上支障を与え、苦情のある場合は、改善命令や行政指導の対象となります。

【苦情内容】

- ・ごみを燃やして臭い
- ・煙で窓が開けられない
- ・煙でのが高い
- ・洗濯物やフトンに臭いや灰がついた
- ・火が燃えたままで人がいないので危険



資源物

自治会の資源ごみステーションへ出す。
(指定袋はありません。ご家庭では適当な袋、ネット等での分別をお願いします。)

紙むもでしぼる



ダンボール・紙類⇒12・13ページ

コンテナへ入れる



発火性危険物⇒14ページ

びん類⇒8ページ

ネットへ入れる



缶類⇒7ページ

プラスチック類⇒10～11ページ

ペットボトル⇒9ページ

白色トレイ・発泡スチロール⇒9ページ

搬入 できるもの

- 一般廃棄物(産業廃棄物に該当しないもの)のうち、川内クリーンセンター等で受け入れできないもの(6ページを参考にしてください)以外のもの
(収集所や資源ごみステーションで収集している燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物も持ち込むことができます。)

搬入方法

- 車で自己搬入してください。
※自己搬入出来ない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者(52ページ参照)へ依頼してください。
- 袋を使用する場合は、透明か半透明の袋を使用してください。(指定袋でなくても可)
- 木(枝)・木材等を搬入する場合は、直径10cm以内、長さ1m以内に切ってください。

※必ず事前に電話連絡してください。
(持ち込みの直前でかまいません)

- 川内クリーンセンター (0996) 30-1117
- 上甕島一般廃棄物中継施設 (09969) 3-2940
- 下甕島一般廃棄物中継施設 (09969) 5-0770

処理手数料がかかります

100キログラムごとに300円 ※電子マネー・非対応
※100kgまで300円。100kgを超える場合は100kg単位で300円ずつ
加算されます。クリーンセンターの計量窓口で、現金でお支払いください。

分別の徹底をお願いします。(未分別のごみは、搬入をお断りします。)

開放日 受入時間

月曜日～金曜日(祝日含む) 及び第2日曜日(川内クリーンセンターのみ)

- 平日 8時30分～12時まで 13時～16時30分まで
- 第2日曜日 9時～12時まで 13時～16時30分まで

※年末年始(12月30日から1月3日)は休みです。(年末年始の休みについては、広報紙などでお知らせいたします。)

ごみの荷降ろし作業は自らの責任において行ってください。

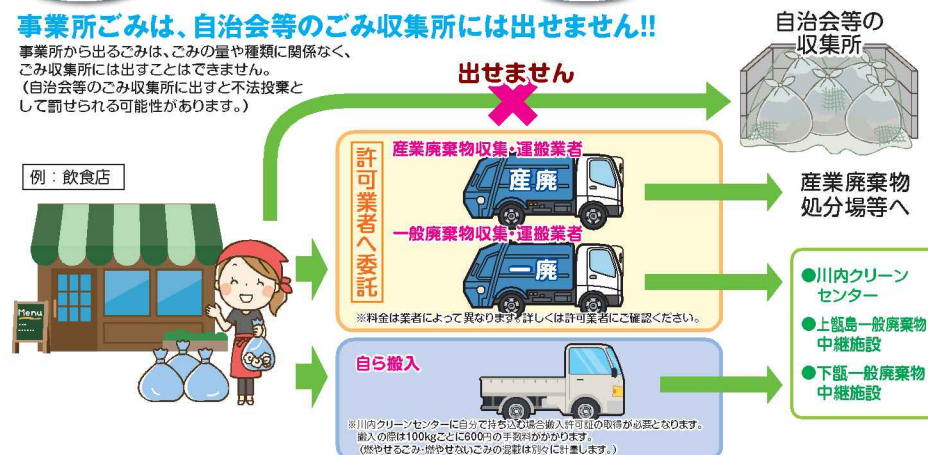
事業所のごみについて

- 法律により、事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物、事業系一般廃棄物)は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととされています。
- 産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に委託してください。川内クリーンセンター等での処理はできません。
- 市では、事業系一般廃棄物の収集は行っておりません。自治会等の家庭ごみの収集所には出さないでください。
- 事業者が、事業系一般廃棄物を処理できない場合は、川内クリーンセンター等へ持ち込むことができます。事業者が自ら搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。

方法1 許可業者に収集運搬を委託する 方法2 自分で施設へ持ち込む

事業所ごみは、自治会等のごみ収集所には出せません!!

事業所から出るごみは、ごみの量や種類に関係なく、ごみ収集所には出すことはできません。
(自治会等のごみ収集所に出すと不法投棄として罰せられる可能性があります。)



直接搬入できない家庭ごみ

川内クリーンセンター・上甕島一般廃棄物中継施設・ 下甕一般廃棄物中継施設へ搬入できないごみ

～クリーンセンター等へ搬入できないごみは、自治会の収集所にも出せません～

■爆発、発火、引火のおそれがあるもの

- 火薬
- 燃料(ガソリン・灯油・軽油等)
製造メーカー・取扱店にご相談ください。
- 消火器(リサイクル対象品目です)
販売店、購入店へご相談ください。
リサイクル特定窓口
○奥園消防機材 (0996)20-1190
詳細は日本消火器工業会(消火器
リサイクル推進センター)のホームページ
(<http://ferpc.jp/>)でご確認ください。
- ガスボンベ(プロパンガス等)
ガスボンベに記載してある取扱店
(ガス会社)へご相談ください。



■自動車部品(タイヤ(ホイール含む)・バッテリー)

販売店、自動車販売会社、修理工場等にご相談ください。
バッテリー引取り協力店
○(有)川内バッテリー (0996)22-5726



■感染性・毒性があるもの

- 在宅医療廃棄物
【注射針・シリンジ・付随する器具・未使用の薬
(病院・処方箋薬)など】
処方された病院・医院及び市薬剤師会加入の
薬局等へ返却してください。
- 農薬類・薬品類
販売店、購入店(農協)にご相談ください。



■パソコン(リサイクル対象品目です。)

製造メーカーによって回収されます。
詳細は一般財団法人パソコン
3R推進協会(PC3R)のホームページ
(<http://www.pc3r.jp/>)で
ご確認ください。



■マットレス(スプリング入り)、サッシ類

○山内商店 (0996)22-2914

■その他(クリーンセンターで処理できないもの)

※「ごみ分別さくしん」で「×受け入れません」としているもの
農業・漁業で使うもの、給湯器(小型の台所用給湯器を除く)、
石・土砂・ブロック・レンガなど、家の素材となっているもの。
(瓦、浴槽、便器等)
産業廃棄物処理業者については、
○川薩保健所 (0996)23-3167
にお問い合わせください。

資源物の分類(缶類)



スチール缶



このマークが目印

- 食品缶(飲料・海苔・缶詰等)
- ミルク缶、茶葉の缶、入浴剤
- ペットフードの缶
- 菓子缶
(クッキー・せんべい・菓子等)



出し方ワンポイント

- すすいで出す。(たばこの吸殻等はすべて取り出す。)
- 缶詰・ペットフードの缶は、しっかりと洗浄する。(食品等の付着がない状態)
- 誤ってつぶしてしまった缶も洗浄して出す。
- 金属製のふたを缶本体と切り離した場合やリサイクルマーク(識別表示マーク)の
表示がない場合は「燃やせないごみ」へ出す。
- スプレー缶やカセットボンベは、中身を使いきってから「発火性危険物」へ出す。(14ページ参照)



アルミ缶



このマークが目印

- 飲料缶・缶詰等



出し方ワンポイント

- すすいで出す。(たばこの吸殻等はすべて取り出す。)
- 缶詰・ペットフードの缶は、しっかりと洗浄する。(食品等の付着がない状態)
- 誤ってつぶしてしまった缶も洗浄して出す。
- 金属製のふたを缶本体と切り離した場合やリサイクルマーク(識別表示マーク)の
表示がない場合は「燃やせないごみ」へ出す。

特定家庭用機器廃棄物(家電4品目)の処分

～廃棄の際は、リサイクル回収が義務付けられています～

エアコン



※室外機も含まれます

テレビ

(ブラウン管式・液晶・プラズマ式・有機EL式*)

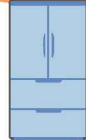


※電源として一充電電池(充電電池)を使用
しないものに限り、建蔽率に組み込まれ
るよう設計されたものを除きます

洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫



リサイクル料金などの詳細は、販売店、指定引取業者又はRKC一般財団法人家電製品協会の
ホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)などでご確認ください。

処理方法

- (1) 販売店へ引き渡す ※リサイクル料金はと別に運搬手数料が必要です。
- (2) 指定引取場所へ自己搬入 (有)田口商会(東郷町) (0996)42-0546 ※リサイクル料金だけが必要です。
- (3) 川内クリーンセンター等で処理はできませんが、持ち込むことはできます。搬入の際は、事前に郵便局でリサイクル券を
購入する必要があります。また、別途運搬手数料(1台につき3,150円)が必要になります。

資源物の分類（びん類）



生きびん (リターナブルびん)

- 一升びん（茶色と緑色のみ）
（酒類、醤油、食用油等）
- ビールびん
（ビール、焼酎、日本酒、ワイン等）
- その他のびん
（各種ジュース等）



出し方ワンポイント

- ふたを取って中をすすいで出す。（一升びんは、ふたをつけたまま出す。）
- ラベルは、つけたまま出す。



ワンウェイびん

色ごとに3種類に分類します

- 1 無色透明のびん
- 2 茶色のびん
- 3 その他色のびん



出し方ワンポイント

- ふたを取って中をすすいで出す。
- ボン酢や麺つゆ等のびんに付いている中栓は出来るだけ外す。
- 食品や調味料などは、しっかりと洗浄する。（食品等の付着がない状態）
- ラベルは、つけたままで出す。

資源物の分類（ペットボトル・トレイ等）



ペットボトル



- ペットボトルとは
ペットマークのついた物です。
（色付きも可）



取手は取り外しが可能な場合のみ取り外す



出し方ワンポイント

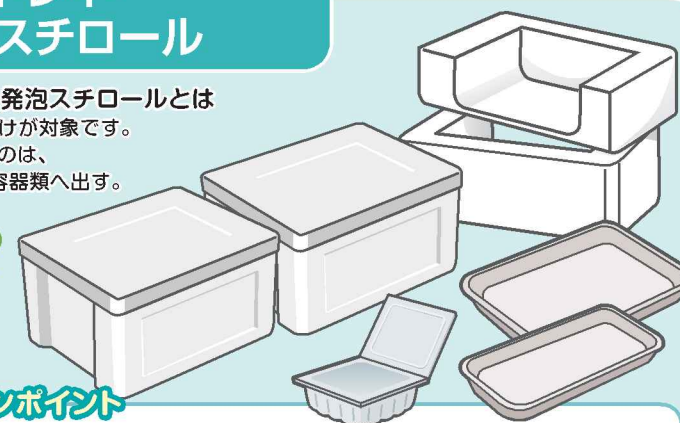
- ふたを取って中をすすいで出す。
- ラベルは、はすす。
- ペットボトルは、切断したりつぶしたりしないで出す。
- 食用油脂が入っていたものは、「プラスチック容器類」へ出す。（10ページ参照）



白色トレイ・ 発泡スチロール

- 白色トレイ・発泡スチロールとは
白色のものだけが対象です。
色柄のあるものは、
プラスチック容器類へ出す。

簡単に爪楊枝が刺さるもの



出し方ワンポイント

- しっかりと洗浄する。（食品等の付着がない状態）
- シールが貼ってあるものは、取り除いて出す。
- 白いものだけ（白色トレイ・発泡スチロール）をプラスチック回収袋（プラ）に入れてください。



資源物の分類（プラスチック類）

プラスチック容器類

- プラスチック容器類とは
食品や商品等を食べたり使ったりした後に
不要となる容器・包装類・色柄のトレイが
対象です。



出し方ワンポイント

- しっかりと洗浄し、乾燥させる。
- レジ袋などに入れない（二重袋にしない。）
- 紙製のラベルやシールは、取れる範囲で取って出す。
- 食用油が入っていた容器は、全量使い切る。 ※油分の付着は構いません。

プラスチック使用製品

- 金属や合成ゴムなどが使用されていない単体のプラスチック素材100%のもの
- 大きさ一辺30cm未満、厚さ5mm以下のもの
- 著しく汚れていないもの

台所用品



文房具



日用品



プラスチック類の出し方



対象外となるもの!!

※30cm以上のものを細かくした場合や金属部分を取り除いたものは出すことができます。



指定袋に入るもの 燃やせないごみ

指定袋に入らないもの 粗大ごみ

資源物の分類（ダンボール・紙類）



ダンボール

- 荷物箱、電化製品箱、
青果箱等のダンボール箱



このマークが目印

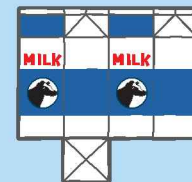
出し方ワンポイント

- ガムテープ、配送伝票、留め金具等のダンボール以外のものを取り除き、紙ひもで十字にしぼって出す。
- 表面がナイロンやアルミ箔加工または、ロウ加工してあるものは、「燃やせるごみ」へ出す。
- プラスチック製（商品名 プラダン）のものは、30cm角以内に切って「プラスチック類」へ出す。

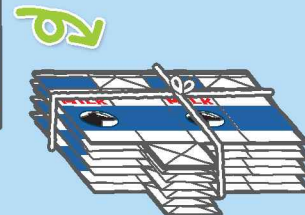


紙パック

- 牛乳、果汁等の紙パック



このマークが目印



出し方ワンポイント

- 洗って、乾かして、切り開いて、紙ひもで十字にしぼって出す。
- 焼酎、酒紙パックの長期保存の容器は、中がアルミまたはビニールコーティングしてあるので「燃やせるごみ」へ出す。
- 500ml未満は「燃やせるごみ」へ出す。



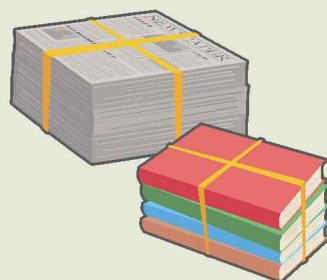
新聞紙・チラシ

- 新聞紙、チラシ



雑誌

- 週刊誌、マンガ、カタログ、教科書、
辞書、単行本など



出し方ワンポイント

- ナイロン等の紙以外のものを取り除き、紙ひもで十字にしぼって出す。
- 上製本（ハードカバー）・全集・百科辞典等で表紙が布やナイロン加工が施してあるものは、その部分は取り除いて出す。
- マンガ・雑誌等に付録のアイロンプリント等は「燃やせるごみ」へ出す。



その他の紙

- 食料、菓子製品、日用品等の箱類、
厚紙類、販売店等の紙袋類
（取手のプラスチック、
ビニールカバーは取り除く）、
販売店等の包装紙類、
コピー用紙、印刷書類紙等



出し方ワンポイント

- 平たく伸ばして、紙ひもで十字にしぼって出す。
- 紙袋類の取手のプラスチック、ビニールカバーは取り除いて出す。
- 感熱紙、カーボン紙、油紙、金色・銀色のものは、「燃やせるごみ」へ出す。
- アイロンプリント等は「燃やせるごみ」へ出す。

資源物の分類（発火性危険物）



発火性危険物

ライター（着火ライターも含む）、
ガス缶、乾電池など

●火災事故等の未然防止と一層の資源化の推進のため、リチウム蓄電池等を「発火性危険物」として新たに分別回収します。

電池類は電極または端子部分、充電式電化製品は金属端子部分にテープで絶縁処理を行い、透明な袋に入れて自治会等の資源ごみステーションまたは拠点回収所に搬入してください。

電池類



充電式電化製品



ガス缶類



ライター類



膨張・変形したものは、透明な袋に入れ、川内クリーンセンター、上甕島一般廃棄物中継施設、下甕一般廃棄物中継施設へ直接搬入されるか、環境課に直接お問い合わせください。

拠点回収所

市役所環境課、樋脇・入来・東郷・祁答院支所地域振興課、里サービスセンター、甕島振興局、下甕支所、鹿島サービスセンター、中央公民館（大小路町）国際交流センター（天辰町）、セントピア（勝目町）、水道局（原田町）、シルバー人材センター（百次町）、樋脇郷土館（樋脇町）

搬入方法

●自治会等の資源ごみステーションの場合

電池類及び充電式電化製品はテープで絶縁処理を施し、透明な袋に入れて、オレンジ色の回収用コンテナ（従来、資源物（乾電池）の資源回収に使用していたもの）に出してください。※膨張・変形したものは搬入できません。

●拠点回収所の場合

電池類及び充電式電化製品は、テープで絶縁処理を施し、透明な袋に入れて、拠点回収所に設置されている金属製の回収缶に出してください。※膨張・変形したものは搬入できません。

注意すること

（1）ガス缶類及びライター類は、完全に中身を使いきってから出してください。※ガス缶類の穴あけは不要です。



水銀使用製品

水銀を使用した体温計や血圧計等の水銀使用製品は専用の回収ボックスで拠点回収を行っています。

対象品目

蛍光灯（直管型、電球型、環型）、水銀使用体温計・血圧計、ボタン電池

設置箇所

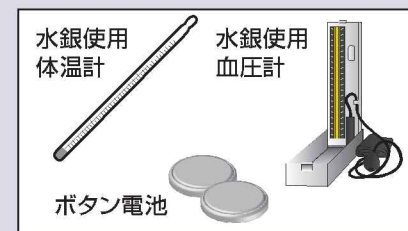
市役所環境課、樋脇・入来・東郷・祁答院支所地域振興課、里サービスセンター、甕島振興局、下甕支所、鹿島サービスセンター、中央公民館（大小路町）国際交流センター（天辰町）、セントピア（勝目町）、水道局（原田町）、シルバー人材センター（百次町）、樋脇郷土館（樋脇町）

受入時間

各施設の業務時間内

注意事項

- ・家庭用の物が対象。事業用の物は対象外
- ・体温計は液が赤色の物は対象外（赤色はアルコール式）
- ・水銀使用製品が割れないように、そっと入れる。



蛍光灯以外のものは
（白熱電球など）は
入れないでください。

